

病児・病後児保育のご利用案内

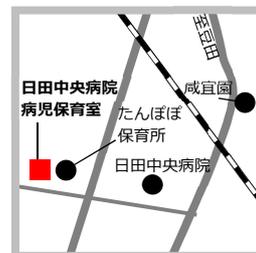
病児・病後児保育施設とは、子供が病気の時や病気の回復期で、家庭で保育ができないときに、保育士や看護師が保護者に代わって、子供の状態に合わせた適切な保育と看護を行う場所のことです。市では、病児保育施設と病後児保育施設を開設しています。

是非、ご利用ください。

◇病児保育（病気の回復期には至っていないが、当面の病状の急変は認められない場合）

日田中央病院病児保育室

- ・場所 日田中央病院たんぼぼ保育所横
(日田市淡窓 2 丁目)
- ・利用日時 月曜日～金曜日
(土・日曜日、祝日、年末年始は休み)
午前 8 時から午後 6 時



- ・電話/FAX 0973-28-5568 (FAX を利用した際は、送信後施設に確認の電話をしてください)

- ・対象児童 以下のいずれかに該当する家庭で保育を受けられない状況にあるおおむね
生後 6 か月から小学校 6 年生までの児童

対象児童① 大分県内に住所を有する児童

対象児童② 大分県外に住所を有し、保護者が日田市内に勤務する児童

- ・利用料金 ①②ともに、1日2,000 円

- ・減免 対象児童①かつ生活保護世帯又は、市町村民税非課税世帯は利用料金 免除
(対象児童②の場合、減免制度はご利用できません)

減免対象の場合は、下記証明書類の提出が必要

「生活保護受給世帯」：生活保護受給者証又は診察依頼証の提示

「市町村民税非課税世帯」：非課税証明

- ・食事 昼食はお弁当を持参してください。
- ・定員 9 人 ※病気の種類により利用できない場合があります。
- ・利用方法

①スマートフォン等から、「あずかるこちゃん」(<https://azkl.jp/>) にアクセスします。
(右の二次元コードからもアクセスできます。)

②「今すぐ無料で使う」ボタンから、画面の案内に従って (アカウントをお持ちでない方は)
アカウントを作成してください。

③日田中央病院病児保育室を利用登録します。

④利用前 (可能であれば前日まで) に、児童情報を提出し、前日朝 8 時～当日 12 時までに予
約してください。当日 8 時以降に、当日利用の予約を申し込む場合は、WEB 予約申込完了後、
お手数ですが、電話連絡 (0973-28-5568) をお願いします。

⑤かかりつけ医から、主治医意見書をもらいます。

⑥LINE もしくはメールで、利用の可否のご連絡があります。場合によっては、お電話がある
こともあります。

⑦施設が指定する持ち物 (後述のとおり) をご用意の上、施設をご利用ください。

⑧利用した病児保育室に利用料を支払います。

※注意点

- ・前日又は当日の午前中までに、必ず日田中央病院又はかかりつけ医の診察を受け、利用申請書
に医師の証明を記入してもらい、利用申請をしてください。



- ・お子さんの体調の変化等で、やむを得ず予約をキャンセルする場合は、当日朝 7 時までにご連絡をお願いします。「あずかるこちゃん」で予約をした場合は、キャンセル受付時間内であれば、「あずかるこちゃん」でキャンセルができます。

詳しくは、日田中央病院病児保育室のホームページ

(<https://www.kangikai.or.jp/byouji/byouji.php>) をご覧ください。

(右の二次元コードからもアクセスできます。)



◇病後児保育（病気の回復期だが、集団での生活ができない場合）

丸の内こども園病後児保育室

- ・場所 丸の内こども園内（日田市丸の内町）
- ・電話 0973-23-7480 0973-22-2740

おおやまこども園病後児保育室

- ・場所 おおやまこども園内（日田市大山町西大山）
- ・電話 0973-26-2255

〈病後児保育施設共通〉

- ・利用日時 月曜日から土曜日
午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分
(ただし併設するこども園の開園日に限る。日曜日、祝日、年末年始は休み)
- ・対象児童 家庭で保育を受けられないおおむね生後 3 か月から小学校 6 年生までの大分県内に住所を有する児童
- ・利用料金 1日 1,300 円（生活保護世帯又は、市町村民税非課税世帯は免除）
- ・給食費 実費（別途）
- ・定員 各 4 人 ※病気の種類により利用できない場合があります。
- ・利用方法
 - ①まず利用施設に利用可能か事前確認をしてください。
 - ②かかりつけ医から、主治医意見書をもらいます。
 - ③利用する日の前日の午後 5 時 30 分までに病後児保育室に利用ができるかを確認し、予約をします。(電話可)
 - ④利用する当日、病後児保育室に、利用申請書と主治医意見書を提出します。
 - ⑤施設が指定する持ち物（後述のとおり）をご用意の上、施設をご利用ください。
 - ⑥利用した病後児保育室に利用料を支払います。

※注意点

- ・病後児保育室については、ネットでの予約受付に対応していませんので、従来通り上記の方法で、利用をお願いします。
- ・当日の利用までに必ずかかりつけ医の診察を受け、利用申請書に医師の証明を記入してもらい、利用申請をしてください。
- ・お子さんの体調の変化等で、やむを得ず予約をキャンセルする場合は、当日朝 8 時までにご予約施設へご連絡をお願いします。

※注意点（病児・病後児保育室共通）

- ・利用料支払いの際、日田市で発行された子育てほっとクーポンが利用できます。
- ・一度の利用申請で連続最長 7 日間まで利用できます。医療機関によっては、「文書作成料」が必要となることがあります。
- ・初回利用時や変更があった際は、児童情報の提出が必要となります。可能であれば、前日までに提出をお願いします。当日提出される場合は、受け入れ前に内容の確認を行う必要があるため、時間に余裕を持ってお越しください。



丸の内こども園



おおやまこども園

持ち物（病児・病後児保育室共通）

※児童情報（初回利用時や内容に変更が生じた場合）

※利用料免除書類（該当する方のみ）

(1) 必ず持参していただくもの

- ・利用申請書（利用初日のみ）
- ・主治医意見書（利用初日のみ）
- ・コロナウイルスの迅速検査結果（利用初日のみで、原則前日のもの）
- ・着替え（服・下着各2着）、ビニール袋、タオル
- ・飲み物、食事（病児保育の場合や病後児保育で給食を利用しない場合）

(2) 必要に応じて持参していただくもの

- ・薬、お薬手帳、薬投与依頼書
- ・哺乳瓶、ミルク
- ・はし（スプーン）3歳未満児不可
- ・おやつ（病児のみ）
- ・エプロン（0～1歳児のみ）
- ・おむつ、おしり拭き
- ・歯ブラシ、コップ
- ・バスタオル

☆令和4年4月1日から利用方法が変更になりました！

令和3年度までは、施設を利用するには事前に登録が必要でしたが、**令和4年度から事前登録が不要となりました。**

※初めてご利用になる場合は、施設側でお子さんの情報（予防接種履歴やアレルギーなど）が必要となるため、事前に児童情報の提出が必要です。

※生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯は、利用料金が免除になります。

該当する場合は、下記書類（最新のもの）を利用施設に持参してください。

「生活保護受給世帯」：生活保護受給者証又は診察依頼証の提示

「市町村民税非課税世帯」：非課税証明

毎年9月以降は、最新の非課税証明が必要となります。下記の例を参考に提出してください。

～例～ R4.4月～R4.8月利用時・・・R3年度非課税証明
R4.9月～R5.8月利用時・・・R4年度非課税証明
R5.9月～R6.8月利用時・・・R5年度非課税証明

申請書等必要書類の
ダウンロードはHP
からできます。

[お問合せ]日田市役所こども未来課子育て支援係 電話：0973-22-8317

※右記の二次元コードから日田市ホームページの
病児・病後児保育のページにアクセスできます。

